

〈論 説〉

我が国の大学における IFRS 教育に関する現状と課題

河 合 由佳理

1. はじめに
2. 我が国における IFRS を巡る動向と IFRS 教育
3. 高等教育機関における IFRS 教育の位置づけ
4. 会計教育の分類と IFRS 教育
5. おわりに

1. はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) が作成する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) は、世界各国に影響を及ぼし、各国の会計基準設定主体が作成する会計基準や企業の実務に変更をもたらしている。我が国では、2007年の東京合意以降、会計基準の収斂が進められ、多くの会計基準が IFRS の影響を受けて改訂されている。また、2018年3月には企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) より企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』が公表され、これまで我が国に存在しなかった収益認識の会計基準が IFRS を基礎として設定されている。さらに、2018年3月に IASB は『改訂版 概念フレームワーク』を公表し、長期間にわたる改訂作業を終えたことから、討議資料として公

表されている我が国の概念フレームワークにも今後影響が及ぶ可能性がある。

会計基準を適用する企業の側面から見てもIFRSの影響は大きい。2010年3月期の年度からIFRSの任意適用が認められて以降、我が国でIFRSを適用する企業数は年々増加し、2018年11月には180社がIFRSを任意適用し、17社がIFRSの任意適用を決定している¹。また、IFRSの適用を検討する企業を含めると、さらに多くの企業が将来IFRSと関わる可能性がある。

このように会計基準の設定と企業実務に影響をおよぼすIFRSは、会計教育の側面においても多大な影響があると考えられる。我が国では、一部の専門的な会計教育を行う高等学校を除き、大学のような高等教育機関²に入学してから会計を初めて学習する人が多いが、その学習内容にもIFRSが影響を及ぼすことが考えられる。しかし、IFRSを学ぶタイミングやどれだけ深く学ぶべきかについては、特に定めがあるわけではない。

通常、会計の初学者は簿記や会計の基礎概念を最初に学ぶが、その際にIFRSを前提に基礎を学ぶことは少ないと思われる。なぜなら、IFRSを強制適用せずに任意適用を選択している我が国においては、日本の会計基準に触れる機会のほうが多いと考えられるためである。そのような状況において、会計の専門家になることを念頭に置いていない学習者に対してもIFRSを会計の基礎学習において取り入れるべきか、それともある程度、会計の基礎的な知識を備えた学習者が財務会計や管理会計の応用分野を学ぶにつれてIFRSを学習するべきとするか、検討の余地があると思われる。

そこで、本稿では、はじめにIFRSに関する教育を大学教育に含めることが求められる背景について、これまで公表された文書にもとづいて概観する。次に、大学におけるIFRS教育の位置づけや会計大学院におけるIFRS教育の位置づけを確認し、我が国におけるIFRS教育の現状を明らかにする。その後、会計教育の分類に関する先行研究を取り上げ、大学におけるIFRS教育を会計の学習目標の側面から検討する。また、会計の初学者に向けてIFRS教育を行う

¹ 東京証券取引所 Web サイト「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」

² 高等教育機関とは大学および大学院のレベルを意味する。

ことを検討した先行研究についても取り上げ、今後の課題を考察する。

2. 我が国における IFRS を巡る動向と IFRS 教育

(1) 任意適用開始時における IFRS 教育の考え方

2001年のIASB設立以降、会計基準の収斂が急速に進展し、我が国では自国の会計基準の高品質化を目指すと同時に、IFRS適用が検討されてきた。こうした中、2009年に企業会計審議会から公表された『我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)』(以下、中間報告)は、我が国企業に2010年3月期の年度からIFRSの任意適用を認め、IFRSの強制適用については、将来的に判断することを示している。中間報告では、IFRSの任意適用の対象となる企業について、「継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、かつIFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、前記のIFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示しているなどの企業であって、国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表(及びその上場子会社等の連結財務諸表)を対象とする³⁾と、対象範囲を限定した記述となっている。このように任意適用の対象が限定される理由は、IFRS適用に向けての課題があると認識されていたためである。中間報告では課題として、①IFRSの内容、②IFRSを適用する場合の言語、③IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保、④IFRSに対する実務の対応、教育・訓練、⑤IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化、⑥XBRLのIFRSへの対応を挙げている。

この中で教育に関連する部分が、④IFRSに対する実務の対応、教育・訓練である。IFRSの適用にあたっては、IFRSを理解し、使いこなすことが必要とされ、多くの関係者に関わることが指摘されている。IFRSを使用して財務諸表を作成する作成者やIFRSに基づく財務諸表を監査する監査人、開示執行当

³⁾ 企業会計審議会 [2009] p.11

局や監査人監督当局、市場開設者もIFRSの理解が求められる。また、本稿で主に取り上げている高等教育に関わる対象として、投資家と教育関係者が取り上げられている。中間報告では、投資者について「投資判断を行うに当たって必要十分な財務分析等を行いうる程度のIFRSの理解を確保するため、高等教育から社会人教育、さらには実務家・専門家向けの教材・研修・教育プログラムの充実など、幅広いチャンネルでの準備が必要である⁴⁾」とし、教育関係者については「IFRSを理解する人材を育成する観点から、大学・大学院等における学生・教員等に対する教育・研修内容についての検討や公認会計士、当局など諸機関との連携を強化する必要がある⁵⁾」と指摘されている。このように高等教育においてもIFRS教育を取り入れる必要性が示唆されているが、IFRS任意適用の初期段階では実務に直接携わる関係者への教育を中心とし、高等教育においては実務との連携が想定されていると捉えることができる。

(2) IFRS 任意適用企業数の増加とIFRS教育

中間報告において我が国企業に対するIFRS任意適用が提言されて以降、我が国では任意適用企業が少しずつ増加していた。そうした中、世界では2008年のワシントンサミットの首脳宣言で単一で高品質な国際基準の策定が目標とされ、ますますIFRSの重要性が増すようになった。そこで、2013年に企業会計審議会は『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』を公表し、IFRS策定に対する日本の発言力を高め、IFRSへの態度をより明確にすることを検討している⁶⁾。その一つが、IFRSの任意適用要件の緩和である。これまでの要件のうち、「IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備の要件は維持することとし、『上場企業』及び『国際的な財務活動・事業活動』の要件は撤廃すること⁷⁾」が提案されたのである。これによ

⁴⁾ 企業会計審議会 [2009] p.7

⁵⁾ 企業会計審議会 [2009] p.9

⁶⁾ 企業会計審議会 [2013] p.2

⁷⁾ 企業会計審議会 [2013] p.5

り任意適用の対象企業が大幅に増えている⁸。また、2014年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014においても、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記され⁹、これにもとづいてIFRS任意適用企業の現状を示した『IFRS適用レポート』が2015年4月に金融庁から公表されている。

IFRS適用レポートでは、IFRS任意適用企業や任意適用予定企業を対象に調査を行っているが、IFRSの移行時の主な課題に関する質問において、60社中9社が人材育成及び確保を一番の課題として取り上げていることを示している。人材を確保するために、企業側では様々な施策を実施しているが、「IFRSに精通した会計人材の裾野を広げていくことが、一層の会計実務の高度化・監査対応の円滑化につながる¹⁰」と考えられている。

(3)『IFRS教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性』の公表

IFRSの任意適用条件である「IFRSにもとづいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制」を満たす企業を増やすことやIFRS適用レポートで指摘された「IFRSに精通した会計人材の裾野の拡大を検討」するため、一般財団法人会計教育研修機構に設置されたIFRS教育・研修委員会は2015年10月に『IFRS教育・研修のあり方に関する課題と今後の方向性』(以下、報告書)を公表している。報告書では、「広く関係者にIFRSの普及を促進するための教育・研修」と「IFRSの任意適用を円滑に進めていくための教育・研修」の2つに区分してIFRS教育・研修を捉えている。後者は、実務に携わる関係者を対象としたものであり、任意適用企業の少なかったこれまでは個別の会計基準の習得を中心としていたが、今後は、より実務に即したIFRS教育・研修の重要性が

⁸ IFRS教育・研修委員会[2015]によると、任意適用の対象は約600社から約4,000社に増加している。

⁹ 2015年6月の『日本再興戦略』改訂2015では、「IFRSの任意適用の更なる拡大促進」、2016年6月の「日本再興戦略2016」や2017年6月の「未来投資戦略2017」でも、「会計基準の品質向上」として、IFRSの任意適用企業の拡大促進、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、国際会計人材の育成等が明記されている。

¹⁰ 金融庁[2015]p.14

指摘されている。加えて、IFRSを原文で理解し、英語で議論ができる会計人材育成の必要性も述べられている。現在、国際的な会計人材の育成に関しては、公益財団法人財務会計基準機構が国際会計人材のネットワークを構築するための登録リストを公表している。

一方、報告書で示されたもう一つの分類である「広く関係者にIFRSの普及を促進するための教育・研修」では、次のような項目が検討されている¹¹。

- (1) 大学等でIFRSを学ぶ機会を増やす必要があるのではないか
- (2) 会計関連の資格等の取得を目指すものにとってIFRSを学習するインセンティブを高める必要があるのではないか
- (3) 公認会計士となる者のIFRSについての実務的な知識の習得を高める必要があるのではないか
- (4) IFRSの知識や情報を有しているアナリストと機関投資家を増やす必要があるのではないか
- (5) 幅広いIFRSの関係者がIFRSの基礎知識を習得する機会を増やす必要があるのではないか

この中で、高等教育に特に関連するのは(1)(2)である。(1)について報告書では、大学や大学院の会計教育が将来の会計人材を育成する場であるものの、国際会計論やIFRSといった科目の設置が少ないことを指摘している。また、若い世代の会計離れが指摘されており、会計自体を学ぶ母数が減少している現状にも触れている¹²。これらの現状や課題に対する今後の方向性として「大学の会計関連科目にIFRSに関する項目を増やすか、少なくとも早い段階で企業会計をめぐる国際的状況について講義に含めることが考えられる¹³」として、将来の任意適用増加を支える人材として学生への教育をはじめとした「IFRSの任意適用の増加を受け入れる土壌を作ること¹⁴」が重視されている。

¹¹ IFRS教育・研修委員会 [2015] pp.7-9

¹² IFRS教育・研修委員会 [2015] p.7

¹³ IFRS教育・研修委員会 [2015] p.7

¹⁴ IFRS教育・研修委員会 [2015] p.18

以上から、そもそも IFRS を我が国で適用するにあたって IFRS に関する教育を行うことは必須と考えられていたが、IFRS 任意適用企業の増加とともに IFRS を使用した実務に携わる関係者だけに焦点を当てるのではなく、将来、IFRS 関係者に成りうることを考慮した教育の必要性が増しているといえる。このように会計人材の裾野を広げるという点においては大学のような高等教育機関における IFRS 教育が果たす役割は大きいと考えられる。

3. 高等教育機関における IFRS 教育の位置づけ

本章では、高等教育機関における IFRS 教育の現状について取り上げる。

(1) 大学における IFRS 教育の位置づけ

前章で取り上げた報告書では、「将来の会計人材を育成する大学や大学院の会計教育は、日本基準による個別財務諸表に主眼が置かれ、会計関連科目としては、簿記論、財務会計論、管理会計論などの科目が一般的であり、国際会計論や IFRS といった科目を設置している大学は決して多くはない¹⁵⁾」と示されている。このように IFRS 教育が一般化していないとの見解がある一方で、我が国の大学においては、他国と比して比較的多くの大学で国際会計、最近では IFRS 関連科目が設置されていることが明らかになっている¹⁶⁾。井上・正司[2012]の調査では、「国際会計」という用語を含む講義を行っている大学が80大学あり、このうち IFRS 教育に充てられる配当年次は3年次が45大学と圧倒的に多く、2年次が24大学、1年次が2大学、4年次が1大学であることが示されている。これらを鑑みると、我が国の大学における IFRS 教育は、日本の会計基準を学んだうえで学ぶ応用科目として位置づけられていることが分かる。実際、筆者の所属する駒澤大学経営学部においても国際会計論の授業は2年次以上が対象の専門教育科目となっているが、会計の学習は積み上げ方式であることが望ま

¹⁵⁾ IFRS 教育・研修委員会 [2015]p.7

¹⁶⁾ 柴 [2012]p.5

しいという考えから2019年度以降、3年次以上の履修科目となる。

また、市販されているIFRSのテキストの序文やはじめににおいても、我が国におけるIFRS教育が会計の完全な初学者を対象としていないとする記述がみられる。平松[2018]では、「はじめに」において「本書は、会計についてある程度の基礎知識をもつビジネスパーソン、または、会計の基礎をひととおり学んだ学生が、IFRSを学ぶための入門書である¹⁷⁾」と明確に示されており、日本の会計基準をある程度学習していることを想定したテキストとなっている。また、他の書籍においても、日本基準との相対化を行うことを最初に示すなど日本基準に関する基礎的知識を前提とした記述がみられる¹⁸⁾。

(2) 会計大学院におけるIFRS教育の位置づけ

これまでIFRS教育のおかれた現状を確認したが、IFRS教育の具体的な内容に関しては、「IFRS(国際財務報告基準)の会計教育に関しては、教授法に関する理論も実務的指針も存在しないし、いわゆる定番と言われるテキストも存在しない¹⁹⁾」との見解がある。また、IFRS教育の講義内容に関して調査をした井上・正司[2012]では、IFRSに関する具体的な会計処理を取り扱う講義と具体的な会計処理を取り扱わずに国際会計の概要(各国会計制度、IFRSの設定過程等を取り上げる授業)やIFRSの特徴、IFRSの概念フレームワークを取り扱う講義や、一つの講義の中でも取り上げる項目の組み合わせが様々であることが示されている。これらから、大学におけるIFRS教育は、講義を担当する教員の裁量により幅があるといえる。一方で、会計の専門職養成を目指す会計大学院では、「当初から倫理感ある国際会計派会計人の育成を理念に掲げ、IESにもとづくカリキュラムを組んできた²⁰⁾」という経緯がある。そこで、本節では会

¹⁷⁾ 平松[2018]はじめに

¹⁸⁾ 例えば、秋葉[2016]がその一つである。

¹⁹⁾ 柴[2013]はしがきiii

²⁰⁾ 平松[2012]p.101 IESとは「会計職業専門家のための国際教育基準」(International Education Standards for Professional Accountants)のことであり、国際会計士連盟(IFAC)が設けている国際会計教育基準審議会(IAESB)が設定している。平松[2012]

計大学院コアカリキュラム検討委員会が2010年に公表した『会計大学院コアカリキュラム検討委員会 成果報告書』(以下、成果報告書)におけるIFRS教育に関する部分を概観する。

成果報告書は、会計大学院において標準的に教育しなければならないとされる授業科目をコアカリキュラムと位置づけ、その内容を検討している。コアカリキュラムは会計職業倫理、国際財務報告基準IFRS、IT支援監査技法、インターンシップの4科目を重点科目として取り上げている。このうち、国際財務報告基準IFRSは「各会計大学院で必修あるいはそれに近い位置づけで開設すべき²¹⁾とする考えや、「国際財務報告基準IFRSを高等教育機関でどのように教えるのかについては、同基準をアドプションする国々では、共通の課題²²⁾」との考えから重点4科目の1つとして取り上げられている。また、国際財務報告基準IFRSの学習の到達目標と取り上げるべきテーマと内容が示されており、到達目標とテーマは次の様に記載されている。

学習の到達目標

国際財務報告基準IFRSの理論的な基礎を身につけること。とくに国際財務報告基準の背後にある考え方について理解すること。国際財務報告基準IFRSは、概念フレームワークでも指摘されているように、従来の会計基準にはみられなかった基本的な考え方によって編成されている。さらにそれら基本的な考え方は、従来の複式簿記と原価計算に依拠した会計の技術的枠組みではなく、経済学、ファイナンス理論、保険数理、統計学等がバックボーンとしている。国際財務報告基準IFRSの授業を通して、そのことを学習者は理解すること、またバックボーンを形成している理論についても最低限は理解することが学習の目標である。

出所：会計大学院コアカリキュラム検討委員会 [2010] p.69

によれば、IESには大学の会計教育にも影響を及ぼす部分があると指摘されている(p.100)。なお、IESは2010年より改訂されているため、現在、会計大学院協会がコアカリキュラムの見直しを行っている。

²¹⁾ 会計大学院コアカリキュラム検討委員会 [2010] p.66

²²⁾ 会計大学院コアカリキュラム検討委員会 [2010] p.152

授業で取り上げるべきテーマ

(1) 国際財務報告基準 IFRS の概要、(2) 国際財務報告基準 IFRS の特徴、(3) 概念フレームワーク、(4) 財務諸表の体系および相互関係 その1、(5) 財務諸表の体系および相互関係 その2、(6) 収益 その1、(7) 収益 その2、(8) 収益 その3、(9) 棚卸資産、(10) 有形固定資産および投資不動産 その1、(11) 有形固定資産および投資不動産 その2、(12) 無形資産、(13) 減損、(14) リース、(15) 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、誤謬、IFRS の初度適用、(16) 引当金、偶発負債および偶発資産、(17) 従業員給付、(18) ストックオプション、(19) 金融商品の認識と測定、(20) 金融商品の開示、(21) ヘッジ会計、(22) 法人所得税、(23) 企業結合、(24) 連結・持分法、(25) ジョイント・ベンチャー、関係当事者、(26) 外貨換算、(27) セグメント情報、(28) 1株当たり利益、後発事象、(29) 中間財務報告、(30) IFRS の将来像

出所：会計大学院コアカリキュラム検討委員会 [2010] pp.69-71 にもとづいて作成

以上のように会計大学院では、IFRS 教育を国際的な教育基準である IES を意識した上で IFRS 教育の目標が示されているため、大学ごとに特色ある教育が実施される一方でその内容に大きなばらつきが生じないような取り組みが行われているといえる。会計大学院における IFRS 教育が大学における IFRS 教育の次の段階として位置づけられるのであれば、大学における IFRS 教育を考える上でこうしたコアカリキュラムは大きな枠組みを提供すると考えられる。

4. 会計教育の分類と IFRS 教育

前章において、会計大学院における IFRS 教育のコアカリキュラムについて触れたが、大学における IFRS 教育については、拡大が求められる (2. にて既述) ものの具体的な枠組みが存在するわけではない。そこで、本章では IFRS 教育を包含するものとして会計教育全体を対象とした会計教育の分類に関する先行研究を概観し、IFRS 教育を検討する。なお、ここでは、会計教育を「経済的意思決定に必要な、会計に係る知識・技能 (スキル)、基本的な考え方および倫理等を伝達し、会計情報を作成および利用する人材を育成する行為²³⁾」とする。

また、IFRS 教育を会計初学者向けの授業で導入することを検討した先行研究を取り上げ、我が国の IFRS 教育が抱える課題を検討する。

(1) 会計教育の分類

会計教育に関する分類は様々な観点から行われている。

1つは、会計教育を行う主体による分類であり、商業高校や大学および大学院といった教育機関、検定や資格の取得を最終目標として教育を行う専門学校、企業研修や社会人向けの講習会などを行う企業や監査法人および職業会計士団体といった分類が挙げられる²⁴。これは、教育を提供する側からみた分類と言える(第1の分類)。

また、会計教育の対象者による分類もある。基礎的な分類としては学生、企業の従業員、社会人一般、会計事務所の所員、資格受験者の各対象者別の会計教育といったものが挙げられる²⁵(第2の分類)。

こうした会計教育の受け手である需要者からみた会計教育の分類は増子[2006]においても次のように示されている²⁶(第3の分類)。

- ① 教養(リベラルアーツ)としての会計教育
- ② ビジネスパーソンのための会計教育
- ③ 経理担当者あるいは管理者のための会計教育
- ④ CFO(最高財務責任者)などの経営者のための会計教育
- ⑤ 公認会計士・税理士などの職業会計人のための会計教育

①は、一般人向けの教養としての会計教育とされ、会計知識の普及を行うものとされる。②は、「概ね商業高等学校および大学での会計教育に相当するとされ、目標はゼネラリストとして企業などで活躍するために必要な会計知識・技能の涵養が中心となる²⁷」。③は、「概ね経営学部または商学部の会計に関連

²³ 増子 [2006] p.116

²⁴ 石川他 [1996] pp.511-512

²⁵ 青木 [1980] p.2

²⁶ 増子 [2006] p.129

²⁷ 増子 [2006] p.129

する学科における会計教育に相当するものであるが、企業研修も含み、会計のスペシャリストとして会計実務を直接担う人のための会計教育である²⁸」と説明されている。

さらに対象を学生に限定して学生の学習目標という観点からの分類もある。これは、「財務会計教育の目的を明らかにしようとするとき、教育を受ける側すなわち学生の側も考慮しなければならない²⁹」との考えによるものであり、次の4つのレベルに分類されている³⁰ (第4の分類)。

- I 財務会計の基本的知識 (一般的な利用者の知識のみ)
- II 財務会計の基本的な理解 (主に利用者志向、すなわち分析的能力)
- III 財務会計の活用知識 (主に作成者志向、すなわち技術的能力)
- IV 財務会計の包括的知識、理論、実務 (主に研究者、教育者)

この分類によれば、レベルIIまで学習すれば「財務諸表を十分に理解し分析し、会計情報の利用ができる³¹」という目標を達成することができることとされる。なお、この分類について小見山 [2014] は、商学部や経営学部等の学生の場合、レベルIに基本を置き、レベルIIまで含めるべきと指摘している。

以上のように会計教育に関する分類は様々あるが、IFRS教育との関わりをみる際には学習者の目標を考慮することが必要と考えられる。なぜならIFRSは影響力を増しているとされるものの、これまでの会計の学習に置き換わるのではなく、追加する形で学習に含まれているといえるからである。例えば第3の分類の②ビジネスパーソンのための会計教育の段階ではIFRS教育が必要と思われる。目標とされるゼネラリストとしての活躍は、広い視野を持ち幅広い活躍を想定するため、IFRSに関する学習もある程度は必要と考えられる。また、第4の分類のII財務会計の基本的な理解においても、目標が「財務諸表

²⁸ 増子 [2006] p.129

²⁹ 鎌田 [1989] p.49

³⁰ AAA [1972] p.301

³¹ 鎌田 [1989] p.50

を十分に理解し分析し、会計情報の利用ができる」とされているため、今日の IFRS の適用状況を鑑みれば IFRS を適用した財務諸表を利用する機会はあると考えられることから学習が必要と考えられる。

一方で、第3の分類の①教養(リベラルアーツ)としての会計教育と第4の分類のI財務会計の基本的知識においてIFRS教育を含めるかは今後検討すべき課題であるといえる。なぜなら、この段階での学習者は会計の初学者ではあるが、目的がそれぞれ異なり、職業専門家としての活躍を目指す学習者もいれば、会計を職業としない前提の学習者をも含むためである。この点に関しては、近年、会計知識の普及として取り上げられる議論を参考にする必要もあるかもしれない。日本公認会計士協会[2018]では、会計基礎教育として小学校や中学校でも会計を学ぶ機会を検討すべきと指摘している。こうした点を鑑みれば、幅広い学習者に会計知識を普及することが求められており、その中で国際的な視点を養うことも高等教育のレベルでは必要になると考えられる。したがって、IFRSに関しても可能な限り幅広い学習者に教育することが、IFRSの裾野を広げることにつながると考えられよう。

(2) 初学者向け IFRS 教育の課題

これまで本論文で取り上げたように、IFRS教育の裾野を広げるためには、会計の初学者にもIFRS教育を取り入れることを検討する余地がある。こうした点についてZhu, Rich, Michenzi and Cherubini[2011]は、アメリカにおける会計初学者に対するIFRS教育の現状を調査している。2009年の秋に入門会計を担当する教育者に行われたアンケートでは、IFRS教育の重要性を認識しながらも、回答者の30%がIFRSに関する授業を15分以下しか行わないとし、21%が15分から30分程度費やすとしている³²。これらから、初学者を対象とした授業においてIFRSがそれほど積極的に取り上げられていないことが示されている。また、教育者が入門会計の授業においてIFRSに関連した内容を取り込

³² Zhu et al.[2011]p.736

む程度に影響する要因を分析しているが、教育者に裁量の時間があると正の関係を示し、国際会計に関心のある同僚の存在や経験の長さについても正の関係があることが示されている³³。一方、57%の回答者がIFRSを教える際の入門用教材が不十分であるとしている。これは、会計初学者向けの授業においてIFRSを取り入れる量が少ない要因の一つと考えられ、課題として挙げられている。

Zhu et al.[2011]は、アメリカ企業がIFRSを適用する可能性が高いとされていた時期に行われた調査³⁴であり、国内企業にIFRSを適用していない現在では結果が異なる可能性がある。しかし、初学者向けIFRS教育に関する課題は、IFRSを強制適用していない我が国でも同様に問題視できるものと考えられる。既述のように我が国においてもIFRSに関連するテキストは中級以上の学習者向けであることが多いため、会計初学者にIFRS教育を取り入れる場合は、使用できるテキストの存在が必須であると考えられる。

5. おわりに

本稿では、IFRSを大学教育に含めることが求められていることの背景と現状を明らかにし、IFRSに関する教育を学習目標との関連において検討した。IFRSの任意適用が認められて以降、我が国においてもIFRSが身近なものとなり、適用企業の増加とともにIFRSの裾野を広げることが求められている。その一つとしてIFRS教育の必要性が認識されつつある。

このような状況の中、本稿では我が国におけるIFRS教育の現状と課題を概観した。我が国の大学では、IFRSに関する授業は中級レベルと位置付けられており、3年生以上での履修設定が多い。しかし、その内容は、各国の制度に関するものやIFRSの設定過程といった国際会計の概要について取り上げる場

³³ Zhu et al.[2011]pp.738-740

³⁴ アメリカではSEC (Securities and Exchange Commission) が2008年に国内でIFRSを採用するためのロードマップを公表している。

合や、会計基準で示された会計処理を取り上げる場合があり一様ではない。大学よりも発展的な学習を行う会計専門職大学院ではある程度の枠組みが作られているのに対し、大学における IFRS 教育は、教員の裁量によるところが大きいといえる。

また、本稿では会計教育の分類を用いて IFRS 教育を検討した。会計教育の分類については、さまざまな見解が存在するが、学習目標の観点からみると、少なくとも入門の次の段階（ゼネラリストを目標とする場合や財務諸表の分析を目標とする場合）では IFRS をある程度学ぶ必要があることを示している。また、その前の入門段階（リベラルアーツを目標とする場合や財務会計の基礎知識を目標とする場合）でも IFRS の裾野を広げるという観点では IFRS に関する学習を取り入れる必要があるといえる。先行研究において初学者向けに IFRS を教授するためのテキストの必要性が主張されているが、会計を学習する目標の異なる初学者に IFRS のどのような内容をどのような方法で教育するのかは課題である。特に会計の初学者は IFRS の基準そのものを学ぶというより、その前段階ともいえる IFRS の背後にある考え方が学ぶ必要があるだろう。しかし、背後の考え方をすべて入門段階で教授することは、従来の基礎教育で取り上げている項目のいずれかを縮小または削除することにも繋がるので現実的には困難を伴う。今後、IFRS を段階的に学べるような学習体系を検討する必要があるといえよう。

参考文献

- ・ American Accounting Association[1972], “Committee on courses in financial accounting,” *The Accounting Review*, Vol.47, No.4, pp.294-315.
- ・ Hong Zhu, Kevin T. Rich, Alfred R. Michenzi and Jason C. Cherubini[2011], “User Oriented IFRS Education in Introductory Accounting at U.S. Academic Institutions: Current Status and Influencing Factors,” *Issues in Accounting Education*, Vol.26, No. 4, pp.725-750.
- ・ IFRS 教育・研修委員会 [2015]「IFRS 教育・研修のあり方に関する課題と今

後の方向性」10月15日。

- ・青木茂男 [1980]「企業における会計教育」『會計』第117巻第5号、pp.1-15。
- ・秋葉賢一 [2016]『エッセンシャル IFRS 第5版』中央経済社。
- ・石川哲郎他「会計教育」(飯野敏夫序 石人瑾・根本光明編著『中国及び日本の会計・監査制度』中央大学出版部、第12章所収)。
- ・井上定子、正司素子 [2012]「日本における FIRS 教育」(柴健次編著 [2012]『IFRS 教育の基礎研究』創生社、第8章所収)。
- ・会計大学院コアカリキュラム検討委員会 [2010]「会計大学院コアカリキュラム検討委員会成果報告書」2月21日。
- ・鎌田信夫 [1989]「わが国の財務会計教育の現状と改善の方向」(染谷恭次郎編著『会計学の国際的展開』中央経済社、第4章所収)。
- ・企業会計審議会 [2009]「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」6月30日。
- ・企業会計審議会 [2013]「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」6月19日。
- ・金融庁 [2015]「IFRS 適用レポート」4月15日。
- ・小見山隆行 [2014]「会計教育論考」『商学研究』第54巻第2・3号、pp.197-232。
- ・柴健次編著 [2012]『IFRS 教育の基礎研究』創生社。
- ・柴健次編著 [2013]『IFRS 教育の実践研究』創成社。
- ・東京証券取引所「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」。
<https://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html> (閲覧日：2019年1月7日)
- ・日本経済再生本部 [2014]「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」6月24日。
- ・日本経済再生本部 [2015]「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命—」6月30日。
- ・日本経済再生本部 [2016]「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」6月2日。

- ・ 日本経済再生本部 [2017]「未来投資戦略2017—society 5.0の実現に向けた改革—」6月9日。
- ・ 日本公認会計士協会 [2018]「会計基礎教育に関する実態等の調査報告書」5月31日。
- ・ 平松一夫 [2012]「会計基準・会計教育の国際化と日本の対応」『會計』第181巻第1号、pp.93-106。
- ・ 平松一夫監修 [2018]『IFRS 国際会計基準の基礎 第5版』中央経済社。